

令和5年11月17日
第1回 一宮川流域における
令和5年台風第13号による災害検証会議
資料1

一宮川流域における令和5年台風第13号による災害検証会議 設置要綱

(目的)

第1条 令和5年台風第13号の接近による大雨の際に、一宮川流域において浸水被害が発生したことを受け、河川計画を大きく上回った今次降雨による浸水被害のメカニズムを検証し、これまでの河川整備の効果や、浸水被害における外水・内水の影響度合い等を明らかにしたうえで、計画規模を上回る降雨に対する今後の浸水対策のあり方を取りまとめるため、「一宮川流域における令和5年台風第13号による災害検証会議」（以下「会議」という）を設置する。

なお、会議は地方自治法第138条の4第3項の規定により設置される附属機関の性質を要しない。

(組織)

第2条 委員及びオブザーバーは、別紙1のとおりとする。

- 2 座長は委員の互選によるものとする。
- 3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名した委員がその職を行う。
- 4 会議の進行及び招集は座長が行う。
- 5 会議は委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 6 座長は、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第3条 会議の事務局は別紙2に示す千葉県県土整備部に置く。

(公開)

第4条 会議及び提出された資料等は第三者等の利益等を害するおそれがあるため原則非公開とするが、これにあたらぬ場合はこの限りでない。

- 2 会議の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た

後、公開するものとする。

(とりまとめ)

第5条 会議は、内容を報告書にとりまとめるものとする。

(設置期間)

第6条 会議の設置期間は、目的の達成までとする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、会議に諮って定めるものとする。

(附則)

第8条 この要綱は、令和5年10月31日から施行する。

別紙 1

(委員)

加藤 孝明 東京大学生産技術研究所 教授

二瓶 泰雄 東京理科大学創域理工学部 教授

服部 敦 国立研究開発法人土木研究所 河道保全研究グループ長

(オブザーバー)

江森 史麻子 弁護士

高橋 一弥 弁護士

別紙2

県土整備部長

災害・建設業担当部長

県土整備部次長

県土整備部次長

県土整備政策課長

技術管理課長

建設・不動産業課長

河川整備課長

河川環境課長

下水道課長